

## 諮 問 書

佐市情政第 2 1 5 号

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行

佐賀市個人情報保護条例第 1 0 条 2 号の規定に基づき、電子計算機の結合の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

- 1 諮問内容  
統合システム開発業者との電子計算機の結合について
- 2 電子計算機の結合の内容と目的  
(別紙 1) 参照
- 3 結合を行う電子計算機内にある個人情報  
基幹システム内にある行政情報システム内の内容  
(別紙 2) 参照
- 4 結合による効果  
(別紙 1) 参照
- 5 個人情報の保護措置とセキュリティーについて  
(別紙 1) 参照
- 6 接続開始  
平成 1 9 年 1 月下旬 接続予定

( 別紙 1 )

統合システム開発業者との電子計算機の結合について

1 内容と目的

佐賀市庁舎内には統合システム（合併後に新市で使用するシステム）の開発及び統合処理（町のデータを統合する処理）を行う場所が確保できないため、業務の一部を開発業者の事務所において実施する。（契約書7条に基づく）

業者側には、統合システムの開発及び町のデータを佐賀市で使用できるように変換処理を行うためのコンピュータを設置する。

佐賀市側には、データ統合、データ統合の検証、統合システムの検証、移行データのオンライン入力を行うためのコンピュータを設置する。（佐賀市側は町とのネットワークも接続する。）

以上のことから、業者側コンピュータから佐賀市側コンピュータへ住民情報データ等を安全かつ効率的に転送することができるように、業者と佐賀市のコンピュータを結合する仮想専用回線を設置する。

2 結合による効果

接続しない場合には、統合データ（個人情報）を磁気テープ等の媒体に保存して、事務所から市庁舎まで運搬することになり、ネットワーク接続を行う場合よりも外部漏出の危険性が高い。

媒体への記録や読み取り処理が解消されるため、データ統合処理を効率よく行うことができる。

3 個人情報の保護措置とセキュリティについて

佐賀市側の電子計算機システムと、開発業者側の電子計算機システムのネットワーク接続には仮想専用回線を使用し、業者側のシステムに他のネットワークからの接続はできない。

データの統合作業を行う開発業者に対しては委託契約書の中で、「機密保持」（第10条）、「資料等の管理」（第14条）と「情報セキュリティポリシーの遵守」（第11条）について明記し、特に個人情報の取扱については「個人情報の保護」（第12条）で遵守させている。

## データ統合システム業務内の個人情報について

### 電算システム業務名一覧

住民記録(住民基本台帳)	住登外	送付先	固定資産税	住民税	法人市民税	税証明	国民年金
税収納	国民健康保険税	軽自動車税	法人収納	国保収納	印鑑登録	高齢者福祉	老人医療
口座	母子・寡婦・父子福祉	児童手当	障害福祉	保育料	乳幼児医療	住宅使用料	下水道受益者負担金
							農政(農業委員会、転作事務)

### 電算システム内、個人情報データ内容(抜粋)

<b>住民記録データ</b>	現住所	郵便番号	氏名	生年月日	性別	個人番号	介護保険番号
	世帯番号	世帯主氏名	世帯主との続柄	住所を定めた日	転居日	転入日	転出先住所
	転入前住所	本籍地	筆頭者名	印鑑カード番号	印鑑カード暗証番号	印鑑登録日	印鑑廃止日
<b>税収納、口座データ</b>	年間税額	税目	滞納額	差押日	催告書発行有無	督促の有無	振替口座・金融機関名
	振替口座・金融機関支店名	振替口座番号	口座・名義人氏名	口座・預金種別	口座振替合計金額	口座振替済金額	口座振替不能件数